

講習会を受講できる条件

No.	資格名称	新規講習会を受講できる条件
1	工事管理者	①大学・高専の課程を修了し、土木、建築、機械工事の3年以上の実務経歴を有する技術者 ②土木、建築、機械工事の5年以上の実務経歴を有する技術者 上記①②の技術者で、うち営業線近接工事1年以上の実務経験を有する者 ただし、1・2級土木施工管理技士、1・2級建築士、1・2級建築施工管理技士又は1・2級管工事施工管理技士の資格を有する者は、上記①②の実務経歴を1年短縮することができる。
2	軌道工事管理者	工事管理者の①②に該当し、うちJR在来線の軌道工事3年以上の実務経験を有する者 ただし、1・2級土木施工管理技士、1・2級建築士、1・2級建築施工管理技士又は1・2級管工事施工管理技士の資格を有する者は、工事管理者の②の実務経歴を1年短縮することができる。
3	軌道作業責任者	JR在来線の軌道工事3年以上の実務経験を有する者
4	特殊運転者(MC)	普通自動車運転免許証を有する者・ 特殊運転者(MC)の指定を受けていた者
5	特殊運転者(軌陸)	1年以上のJR在来線の営業線近接工事の実務経験、及び普通自動車運転免許証を有する者 ※軌陸三転ダンプを運転する場合は、中型自動車運転免許証が必要
6	重機械運転者	工事中用重機械に関する運転免許証等を有する者 (ショベル系掘削機、トラクター及びドーザー類、積込機械、運搬機械、クレーン類、締固め機械、基礎工事中用機械等)
7	列車見張員	営業線及びこれに近接した工事又は保守作業に6ヶ月以上従事した実務経験を有し、心身ともに健全な者
8	列車見張員(限定)	心身ともに健全な者
9	列車見張員(限定)新規 1日コース	営業線及びこれに近接した工事又は保守作業に6ヶ月以上従事した実務経験を有し、心身ともに健全な者は、講習会の標準指導日数を1.0日とすることができる。
10	線路閉鎖工事監督者	JR四国の関係子会社社員対象 別途
11	保守用車工事監督者	JR四国の関係子会社社員対象 別途

1 継続講習会は、各資格の保有者

2 列車見張員等及び列車見張員(限定)等資格の保有者は、1年毎に更新講習を受講しない場合は資格が失効します

3 「実務経歴」とは、OB、出向者及び逆出向者にあつては従事した職歴、一般にあつては従事した工事等の工事期間をいう。

4 「実務経験」とは、工事管理者、列車見張員等を配置した工事等の計画、設計、監督、管理、従事員として実務に従事した期間が概ね1/2以上占める期間をいう。

5 軌道工事管理者、(新規)の場合は、同時期に開催する工事管理者(継続)又は(新規)を合わせて申し込んでください。ただし、工事管理者(新規)又は(継続)講習受講後1年未満(前年同月は含まない)の場合は、工事管理者の受講が免除されます。

6 特殊運転者(軌陸)講習は、特殊運転者(MC)継続講習と合同開催します。特殊運転者(軌陸)新規講習を受講する際に運転適性検査に合格していない場合、別途『運転適性検査 クレペリン・識別』の受検をしてください。(追記)

7 特殊運転者(MC)継続講習又は特殊運転者(軌陸)継続講習を受講する際に運転適性検査に合格していない場合、別途『運転適性検査 クレペリン』の受検をしてください。(追記)